

宇和島市立 下波公民館 避難所運営マニュアル

令和4年9月作成

目 次

◎本編

1. 避難所の運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 避難所の開設方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 施設利用計画と配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 避難所のルール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
5. 避難所の備蓄品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

◎様式集

- 様式1：避難所感染症対策チェックリスト
- 様式2：避難所施設被害状況チェックリスト
- 様式3：避難所開設チェックリスト
- 様式4：避難者名簿
- 様式5：避難者の健康等チェックシート
- 様式6：避難者一覧表
- 様式7：避難所状況報告書（初動期用）
- 様式8：避難者の健康状況調査シート
- 様式9：避難所ペット登録台帳

-----このマニュアルの基本方針-----

- このマニュアルは、宇和島市が定める「避難所運営管理マニュアル」および「避難所運営管理マニュアル（新型コロナウイルス感染拡大防止編）」に基づいたものです。
- 宇和島市では、以下の3つの方針に基づき、マニュアルの運用を行うものとしています。

- (1) 避難所は、地域地域住民による自主運営とし施設管理者および担当職員等と連携した運営を行いましょう。
 - (2) 避難所は被災者が暮らす場所と考え、自立支援、コミュニティ支援の場として取り組みましよう。
 - (3) 要配慮者に優しい避難所づくり、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりに取り組みましよう。

1.避難所の運営体制

令和4年9月現在

■避難所運営委員名簿

避難所を運営するにあたり、事前に避難所運営委員会を設置し、避難所内のルールを協議し、決定していきます。協議する内容は

- ①避難所内のルールの決定、変更と避難者への周知
- ②避難者の要望、意見のとりまとめと対処方法の検討

また、女性の意見を取り入れるため、委員には女性を含めましょう。

運営管理責任者（代表者）

会長（代表）	< 公民館長 >	
副会長	< 東自治会長 >	
施設管理者	< 公民館主事 >	< 東自治会長 >

避難所運営班（各班長1名に◎印、副班長1名に○印を記入）

- ・ 結出校区各自治会役員等にご協力をお願いします。
- ・ 自治会内の役員名簿を元に割り振り
- ・ 開設時には名簿に拘らず、各自治会で動ける方に参集をお願いします。

	自治会名	氏名	自治会名	氏名
総務	◎東自治会長		○東自治会副会長	
情報班	◎結出自治会長		○結出自治会副会長	
管理班	◎西自治会長		○西自治会副会長	
衛生管理班	◎島津自治会長		○島津自治会副会長	
物資食料班	◎狩津自治会長		○狩津自治会副会長	
救護班	◎東民生委員		○結出民生委員	

自治会名	自治会長氏名	☎番号
東		
結出		
西		
島津		
狩津		

2.避難所の開設方法

■避難所設置の判断（公民館/学校などの指定避難所）

- ①災害対策本部設置前(大雨警報発令等) ⇨ 貼紙対応/公民館・無人開設
*無人開設中でも、避難者があれば主事が配置に着きます。
- ②災害対策本部から開設指示(風水害等) ⇨ 1次開設/公民館・主事(公民館職員)配置
- ③ 同上 ⇨ 状況の変化等により2次開設/小学校・中学校開設へ
- ※震度6弱以上の大規模地震発生(自動開設) ⇨ 1次開設/2次開設・職員配置

○自治会管理の集会所等

災害の種類や被害規模によっては、被災者が最寄の集会所に避難されるケースも想定されます。各自治会長さんは、受持ち地区の集会所等に避難者が居る場合は、速やかに公民館や市役所宇和海支所もしくは市役所危機管理へ直接避難者の人数や不足物資の情報をお寄せください。情報不足により、必要な支援が受けられない場合があります。

宇和島市災害対策本部 直通 ☎0895-49-7083

下波公民館 ☎0895-29-0576

宇和海支所 ☎0895-62-0311

結出小学校 ☎0895-29-0040

1. 施設の開錠・開門

スムーズな避難所の開設のために、下表の内容を事前に確認しておくことが求められています。年に1度(関係者が交代する4月など)確認してください。

なお、下表は令和4年1月現在の状況を示しています。

●下波公民館の鍵の保持者と連絡先

鍵の種類	所属	氏名	連絡先
玄関・事務室	施設管理者/公民館主事	赤崎 喜三夫	090-6287-6689
〃	下波公民館/館長	山下 峰幸	090-4979-7372
〃	市役所本庁	生涯学習課	49-7032、24-1111(代表)

※公民館事務室内に旧宇和海中体育館および校舎の鍵があります。

●参集者の体調チェック

避難所運営委員は参集前に各自で体温測定及び体調チェックを行う。以下に該当する場合は、人員を交代し代わりの人に対応をお願いしてください。

- ・発熱がある(37.5以上)、又は微熱が続く・咳やくしゃみ、のどの痛み、呼吸がづらいなど
- ・頭や体の痛み、だるさ、嘔吐や下痢などの症状がある
- ・直近、2週間以内に体調不良などで病院を受診した
- ・直近、2週間以内に感染症の流行地域を訪れたことがある

2. 避難所の開設準備

- 所定のチェックリストに基づき施設の被害状況を確認します。

3.施設利用計画と配置図

■部屋別利用計画

※テントを利用したスペース開設の方法もあります。

避難所運営を行うために必要なスペース利用目的を一覧で示します。施設の被災状況を確認し、適宜開設してください。

No	小規模 災害	大規模 災害	利用目的	利用予定場所
1	○	○	運営本部	事務室
2	○	○	居住スペース	2階大会議室
3	○	○	福祉避難（要配慮者）高齢者	和室
4		○	救護室	和室
5		○	体調不良者（感染症等）スペース	2階小会議室
6	○	○	情報機器（TVなど）設置室	事務所
7	○	○	情報掲示場所	階段踊り場
8	○	○	ゴミ置き場	グラウンド北側
9		○	仮設トイレ設置場所	和室の外
10		○	マンホールトイレ設置場所	グラウンド
11		○	救援物資集積所	調理室・階段下倉庫
12		○	救援物資配布場所	1階ロビー
13		○	入浴（水浴び、シャワー設置）	1階（女性）2階（男性）トイレ
14	○	○	男子更衣室	2階湯沸かし室
15	○	○	女子更衣室	2階倉庫
16		○	男子物干し場	ベランダ
17		○	女子物干し場	ベランダ
18	○	○	洗濯場所	外階段下駐車場（水を引いてから）
19		○	相談室	事務所
20		○	調理・炊き出し場所	調理室・グラウンド
21		○	飲料水	調理室
22		○	生活用水	水源地からパイプを引く
23		○	車中避難者などの駐車スペース	グラウンド
24		○	テントエリア	グラウンド
25		○	緊急車両用駐車場所	公民館前駐車場
26		○	ペットスペース	グラウンド
27				
28				
29				
30				

旧宇和海中学校グラウンド

グラウンド↑

炊き出し

マンホール
トイレ

緊急車両
入り口
駐車禁止

救援物資

女性専用トイレ
簡易シャワー

調理室・救援物資集積所

1階

相談室

洗濯場所

運営本部

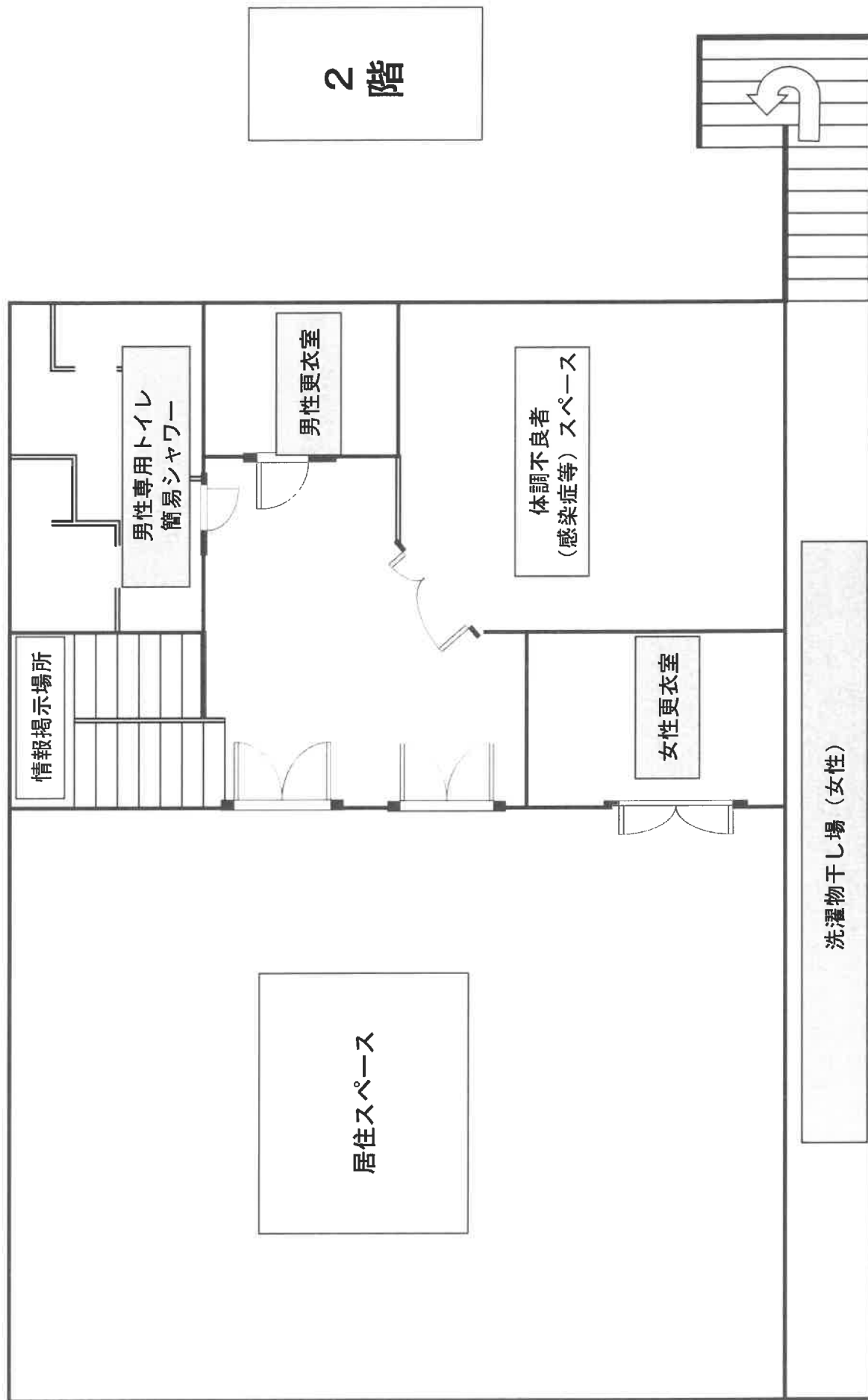
備品保管室

授乳室

福祉避難（要配慮者）・高齢者

洗濯物干し場

仮説トイレ設置場所



4.避難所のルール

■避難所のルールについて

不特定多数の人が混乱状態の中で避難し、生活する避難所では、できるだけ避難者の負担が大きくなるように、工夫が必要になります。ルールや復旧情報など、避難者全員で供用すべき情報は掲示板の設置やLINEなどのSNSの利用も手段の一つです。

ルールの一覧

- 1 共同生活上のルール ・生活時間・清掃・洗濯・ゴミ処理・プライバシーの確保など
- 2 トイレ使用のルール ・下水道が使用できない場合・下水道はOKでも上水道がNG
- 3 火気使用のルール ・使用する場所・時間・喫煙など
- 4 夜間の警備体制のルール ・不審者対策・当直体制など
- 5 食料配布のルール ・配布時間・受取/保管方法・食物アレルギーなど
- 6 ペット飼育のルール ・決められた場所で
- 7 衛生管理のルール ・配給や配食は食べきれぬ分だけ・残り物は捨てる
- 8 発電機の使用ルール ・停電時の使用に関する事・電気使用の優先順位など
- 9 感染症予防のルール ・手洗い、うがい、マスクの徹底など

掲示板の例

最新情報	宇和島市からのお知らせ	避難所生活情報 お風呂 給水車 病院	インフラの復旧状況 電気 水道 バス JR
献立表	伝言板 避難者が自由に使用	避難所ルール	運営委員会組織図

(1) 避難所全体のルール

◆この避難所における共通ルールは次のとおりです。

◆避難した方は、守るよう心がけてください。

下波公民館 避難所運営委員会

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表、市担当者、施設管理者等からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - (1) 委員会は、毎日 9 時と 16 時に定例の会議を行います。
 - (2) 委員会の運営組織として、総務、被災者管理、情報広報、施設管理、食料物資、救護、衛生、ボランティアの各活動班を避難者で組織します。
- 3 避難所は、電気・水道・ガス等のライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
ただし、住宅（家屋）をなくした人に対しては、この限りではありません。
- 4 避難者は、世帯や家族単位で登録する必要があります。
 - (1) 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡してください。
 - (2) 食料や物資などの配給を希望する在宅避難者等も登録する必要があります。
- 5 校長室や職員室等の施設管理や避難者全員のために必要となる部屋のほか、危険な部屋には避難できません。また、避難所では居住スペースの移動を定期的に行います。
- 6 食料・物資は、原則として全員に配給できるようになるまでは配給しません。
 - (1) 食料・生活物資は、避難者の組ごとに配給します。
 - (2) 特別な配給をする場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
 - (3) 配給は、避難所以外の近隣の在宅避難者にも等しく行います。
 - (4) 粉ミルク・おかゆ・おむつなどの特別な要望は、個別に対応します。
 - (5) 食物アレルギーのある方は、原材料などを確認してください。
- 7 消灯は、21 時です。廊下は点灯したままとし、体育館等は照明を落とします。
- 8 放送は、20 時で終了とします。
- 9 電話は、8 時から 20 時まで、受信のみを行います。
 - (1) 放送により呼び出しを行います。
 - (2) 公衆電話は、緊急用とします。私用電話は臨時仮設電話等を利用してください。
- 10 トイレは、各トイレに掲示してある注意事項にしたがって使用することとします。
- 11 避難所の清掃は、9 時、13 時に、避難者が交替で行うこととします。
- 12 喫煙は、所定の場所以外では禁止します。
- 13 飲酒は自粛してください。委員会の許可を得た場合のみ、所定の場所をお願いします。
- 14 金銭等の貴重品は、各自が責任を持って管理してください。
- 15 犬、猫等のペットを避難所内の居住スペースに入れることは禁止します。また、他の避難者に迷惑がかからないようにしてください。
- 16 ごみは、分別して指定された場所に出してください。
- 17 感染予防のため、手洗い・うがい・咳エチケット・消毒を励行することとします。
- 18 体調不良がある方は、お知らせください。
- 19 各種伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。

※避難者のみなさんは、当番等を通じて自主的に避難所運営に参加してください。

(2) 共同生活上のルール

避難所における共通ルール

区分	内容
生活時間	<ul style="list-style-type: none"> ●消灯時間： 21 時 00 分 *廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。 *防犯のため、避難所運営本部などは、ランタンなどで点灯したままとします。 ●食事時間 朝食： 7 時 30 分 昼食： 12 時 00 分 夕食： 18 時 00 分 *食料の配布は、組・部屋・スペース単位で行います。 ●放送時間： 20 時で終了します。 ●電話受信： 8 時から 20 時まで *放送で呼び出しを行い、伝言を渡します。
清掃	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯単位の割当区画については、原則として世帯ごとに責任をもって清掃します。 ●世帯区画間の通路など、組単位で共用する部分については、相互に協力して清掃します。 ●避難所全体で使用する共用部分については、衛生班の指示に従って、避難者全員で協力して実施します。 ●トイレについては、使用ルールを厳守し、環境美化に協力してください。
洗濯	<ul style="list-style-type: none"> ●洗濯は原則として、世帯単位で行ってください。 ●物干し場は、男女別で定めた場所に干してください。 なお、物干し場は必ず、男性場所は男性が、女性場所は女性が干してください。避難者全員で使用するものについては、長時間の占有を避け、他人の迷惑にならないようにしてください。
ゴミ処理	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯ごとに発生したごみは、原則として、それぞれの世帯が共有のごみ捨て場に搬入します。 ●共同作業で発生したごみは、その作業を担当した人たちが責任をもって捨てます。 ●ごみは、<u>宇和島市</u>のルールに従い分別（燃やすごみ・紙・プラスチック製容器包装袋・資源物・ペットボトル・特定品目・埋立ごみ）します。
プライバシーの保護	<ul style="list-style-type: none"> ●居住区画及び世帯区画は、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったり覗いたりしないようにしてください。 ●居室内での個人のテレビ・ラジオは、周囲の迷惑にならないよう、使用する際には、イヤホンを使用してください。 ●携帯電話は、居住区画ではマナーモードにし、特に夜間は居室内での使用は控えてください。

(3) トイレ使用のルール

女性や子供がトイレに行く際には、複数の人で行きましょう。

大規模地震時、水洗トイレは設備点検が終わるまで（3日以内）使用禁止です。下水道が使用できるまでは仮設トイレを使用します。

1. 災害発生から設備点検まで または 下水道が使用できない場合

- (1) 組み立て式仮設トイレを使用します。
- (2) 使用する際は、中に人がいないか一声かけて確認しましょう。
- (3) トイレを使用する際は、使用していることがわかるよう、入口にある札を「使用中」にしてから入りましょう。
- (4) 和式トイレの上板（便器にまたがる部分）は、2人以上が乗って使用しないでください。介添えが必要な方は、洋式のトイレを使用してください。
- (5) 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- (6) 排泄物は排泄物用のゴミ袋等、必ず所定の場所に捨てましょう。ゴミ袋がたまってきたら、気づいた人が衛生班に報告してください。

2. 下水道は使用できるが、上水道が使用できない場合

- (1) 施設のトイレまたはマンホールトイレを使用します。
- (2) プールの水や応急給水栓の水を流し用にポリバケツに汲み置きし使用します。
- (3) トイレトーパーは、詰まる可能性がありますので、便器に流さず、備え付けのごみ箱に捨ててください。捨てた後は、悪臭防止のため必ずふたを閉めてください。
- (4) トイレを使用したら、ポリバケツに汲み置きしてある水（流し用）を一度タンクに入れて、レバーを引いて流してください。
- (5) 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- (6) ポリバケツに汲み置きしている水は、手洗いには使用しないでください。
⇒手洗いは、手洗い場に備えつけてある水（手洗い用）を使用してください。
⇒大勢が使用する水ですので、節水を心がけましょう。
- (7) 水汲みやトイレ掃除は、避難者全員において、当番制で行います。組ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。水がなくなりそうな場合は、当番にかかわらず、気づいた人たちが協力して水汲みを行いましょう。

3. 下水道および上水道共に使用できる場合

- (1) 施設のトイレを使用します。
- (2) 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。

(4) 火気使用のルール

1. 避難所で火気を使用する場所は原則として（調理室）と屋外の（防災かまど付近）とします。
 - 居住区間での火気の使用は行わないでください。
 - 個人のカセットコンロを使用する際も（調理室）で使用してください。
 - 火気を使用する際は、必ず消火バケツや消火器を用意してください。
2. 夜間（20時以降）は、避難所内で火気を使用しないでください。使用する必要がある場合は、衛生班に申し出てください。
3. 居住区画で施設管理者に確認した使用可能なストーブ等暖房器具を使用する際は、組で責任を持って管理してください。燃料を交換する際は、食料物資班に申し出てください。
4. ストーブの周りには、燃えるものを置かないでください。
5. 避難所は原則禁煙です。喫煙したい人は運営委員に相談してください。
6. 吸殻入れの処理は、喫煙者が協力して実施しましょう。

(5) 夜間の警備体制のルール

1. 夜間、共有部分は消灯せず、（21）時に居住スペースのみ消灯しますので、ご協力ください。
2. 夜間は不審者の侵入を防止するために、（公民館）の入口を施錠しますので、ご協力ください。緊急時には他の入口も開放しますが、あわてず指示に従って行動してください。
3. 夜間は避難所受付けに当直者を配置し、また、防火防犯のために避難所内の巡回を行いますので、緊急時や何かあった際には、一声かけてください。
4. 当直は交代制で行います。皆さんの協力を得ながら行いますので、ご協力ください。
5. 施錠する時間は（23）時～翌日（6）時とします。

(6) 食料配布のルール

1. 食料・水などは公平に分配します。
2. 食料の受取時・配布時は、必ず手洗い又は手指消毒をし、配付者はマスクを着用し、使い捨て手袋をしましょう。
3. 食料を受取り、保管する時には期限や保存方法を確認し、適切に管理します。弁当等腐敗し易い食品は冷蔵庫で、冷蔵庫が無い場合は出来るだけ涼しい所で保管します。
4. 食料配布時は期限表示を再確認し、期限内に消費するよう注意喚起して下さい。
5. 調理品は、取りおきできませんので調理後（ 1 ）時間までしか配布しません。
6. 食料の差し入れ（炊き出しを含む）の提供を受ける際は、いつ、誰からの差し入れか確認し、記録しましょう。
7. 食料が不足する物資などは、高齢者、障がい者、妊産婦、子どもなどに優先して配付します。
8. 食料は、原則毎日（ 11 ）時頃に、場所は、（ 体育館入り口（事前受付②） ）で配付しますので、秩序を守って指示に従い受け取ってください。
9. 人によっては、食料品の中の原材料（卵・小麦・そば・落花生（ピーナッツ）・乳・えび・かに等）でアレルギーを起こす場合がありますので、配布の際には、食物アレルギーをお持ちの方への注意喚起をして下さい。

(7) 物資配布のルール

1. 物資などは公平に分配します。
2. 物資を受取り、保管する時には期限や保存方法を確認し、適切に管理します。
3. 数量が不足する物資などは、高齢者、障がい者、妊産婦、子どもなどに優先して配付します。
4. 物資の配付は、組・部屋・スペース単位にお渡ししますので、各組で分配するようにしてください。
5. 物資などは、原則毎日（ 10 ）時頃に、場所は、（ 玄関ロビー ）で食料物資班が配付しますので、秩序を守って食料物資班の指示に従い受け取ってください。
6. 生理用品など女性特有品につきましては、（ 女性配慮スペース ）で担当者（女性）が配付いたします。男性は立ち入らないようお願いいたします。
7. 配付する物資などの内容や数量は、その都度放送などで皆さんに伝達します。
8. 各自必要な物資などは、避難所運営委員会の食料物資班に連絡してください。

(8) ペット飼育のルール

- 避難所では、多くの人たちが共同生活を送っています。
- ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

ペットの存在は、飼い主にとっては気にならないことでも、臭い、排泄物、鳴き声などから、他の人には過度なストレスとなります。避難所で人と共存するには、一定のルールを設けるなど、トラブルにならないように配慮が必要です。

なお、身体障がい者の補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬などはペットではなく、「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での同伴を認められています。ただし、避難所内に同行することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、身体障がい者と補助犬に別室を準備する等の対応をします。

1. 避難所の居住スペース部分には、原則としてペットの持ち込みは禁止します。
2. ペットには迷子札を装着し、避難所敷地内の屋外部分にペットスペースを設け、ケージやキャリーケース等を使用して飼育します。
3. 校庭等での放し飼いを禁止します。
4. ペットの飼育及び飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理します。また、散歩時の排泄物の管理も同様とします。
5. 大型動物・危険動物・蛇などの爬虫類の同行を原則禁止します。
6. ペットの飼い主は、『様式 10：避難所ペット登録台帳』を衛生班長に提出します。

ペットの飼い主（飼育者）は、近隣の動物病院や動物保護団体の連絡先を確認しておきましょう。

(9) 授乳及びおむつ替えのルール

1. 授乳及びおむつ替えの場所を（女性配慮スペース・女性更衣室）に設置しておりますので活用してください。
2. 授乳場所については、男性の立ち入りを禁止します。
3. おむつについては、悪臭防止・感染予防のため、小さいビニール袋に入れてから所定のごみ・資源集積場に捨ててください。

(10) 感染症予防のためのルール

1. 食事の前・トイレの後は手を洗ってください。
水の確保が困難な場合は、手指消毒剤で消毒しましょう。
2. 炊き出しや配食のときは、手洗いし、使い捨て手袋及びマスクを装着しましょう。
水の確保が困難な場合は、手指消毒剤で消毒し、使い捨て手袋及びマスクを着用しましょう。
3. 屋外・室内の履物は履き替えましょう。
また、室内トイレを使用の際はトイレ用の履物を利用しましょう。
4. トイレ内の消毒等、避難所内で協力し合い必要な環境消毒（次亜塩素酸ナトリウム希釈液等を使用）を行いましょう。
5. 嘔吐者が出た場合は、吐物や床を次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、嘔吐等で汚染した衣類も、感染源となるため、脱いだ衣類をビニール袋に入れるなどの措置を行ってください。
6. 可能な限りマスクを着用し「咳エチケット」を心がけましょう。
7. 咳や、嘔吐・下痢が続く場合は、避難所運営本部に申し出てください。
8. 発熱・長引く咳（2週間以上）等感染症が疑われる場合は、避難所内で個室を確保し、受診につなげましょう。
※感染者の入浴は避けるか、最後に入浴するなどの配慮をしましょう。（入浴施設が整った場合）

宇和島市では「避難所運営管理マニュアル（新型コロナウイルス感染拡大防止編）」を定めていますので、このマニュアルに基づいてください

宇和島市立 結出小学校 避難所運営マニュアル

令和4年9月作成

目 次

◎本編

1. 避難所の運営体制	1
2. 避難所の開設方法	2
3. 施設利用計画と配置図	3
4. 避難所のルール	6
5. 避難所の備蓄品	14

◎様式集

様式1：避難所感染症対策チェックリスト
様式2：避難所施設被害状況チェックリスト
様式3：避難所開設チェックリスト
様式4：避難者名簿
様式5：避難者の健康等チェックシート
様式6：避難者一覧表
様式7：避難所状況報告書（初動期用）
様式8：避難者の健康状況調査シート
様式9：避難所ペット登録台帳

-----このマニュアルの基本方針-----

- このマニュアルは、宇和島市が定める「避難所運営管理マニュアル」および「避難所運営管理マニュアル（新型コロナウイルス感染拡大防止編）」に基づいたものです。
- 宇和島市では、以下の3つの方針に基づき、マニュアルの運用を行うものとしています。

- (1) 避難所は、地域地域住民による自主運営とし施設管理者および担当職員等と連携した運営を行いましょう。
- (2) 避難所は被災者が暮らす場所と考え、自立支援、コミュニティ支援の場として取り組みましょう。
- (3) 要配慮者に優しい避難所づくり、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりに取り組みましょう。

1. 避難所運営体制

令和4年9月現在

■避難所運営委員名簿

避難所を運営するにあたり、事前に避難所運営委員会を設置し、避難所内のルールを協議し、決定していきます。協議する内容は

- ①避難所内のルールの決定、変更と避難者への周知
- ②避難者の要望、意見のとりまとめと対処方法の検討

また、女性の意見を取り入れるため、委員には女性を含めましょう。

運営管理責任者（代表者）

会長（代表）	<下波連合自治会長>	
副会長	<下波公民館長・結出自治会長>	
施設管理者	<校長・管理人・結出自治会長>	<主事/本庁避難所担当職員>

避難所運営班（各班長1名に◎印、副班長1名に○印を記入）

- ・各自治会から3名の方にご協力をお願いします。
- ・自治会内の役員名簿を元に割り振り
- ・開設時には名簿に拘らず、各自治会で動ける方に参集をお願いします。

	自治会名	氏名	自治会名	氏名	自治会名	氏名
総務	◎結出自治会長		○東自治会長		東自治会副会長	
情報班	◎西自治会長		○西自治会副会長		結出民生委員	
管理班	◎島津自治会長		○島津自治会副会長		西民生委員	
衛生管理班	◎狩津自治会長		○狩津自治会副会長		東民生委員	
物資食料班	◎神崎自治会長		○神崎自治会副会長		島津民生委員	
救護班	◎柿の浦自治会長		○柿の浦自治会副会長		狩津民生委員	

自治会代表者

自治会名	会長 氏名	☎番号	自治会名	会長 氏名	☎番号
大池			西		
神崎			島津		
柿の浦			狩津		
東					
結出					

2. 避難所の開設方法（案）

■避難所設置の判断（公民館/学校などの指定避難所）

- ①災害対策本部設置前(大雨警報発令等) ⇨ 貼紙対応/公民館・無人開設
*無人開設中でも、避難者があれば主事が配置に着きます。
- ②災害対策本部から開設指示(風水害等) ⇨ 1次開設/公民館・主事(公民館職員)配置
- ③ 同上 ⇨ 状況の変化等により2次開設/小学校・中学校開設へ
- ※震度6弱以上の大規模地震発生(自動開設) ⇨ 1次開設/2次開設・職員配置

○自治会管理の集会所等

災害の種類や被害規模によっては、被災者が最寄の集会所に避難されるケースも想定されます。各自治会長さんは、受持ち地区の集会所等に避難者が居る場合は、速やかに公民館や市役所宇和海支所もしくは市役所危機管理へ直接避難者の人数や不足物資の情報をお寄せください。情報不足により、必要な支援が受けられない場合があります。

宇和島市災害対策本部 直通 ☎0895-49-7083

下波公民館 ☎0895-29-0576

宇和海支所 ☎0895-62-0311

結出小学校 ☎0895-29-0040

1. 施設の開錠・開門

スムーズな避難所の開設のために、下表の内容を事前に確認しておくことが求められています。年に1度（関係者が交代する4月など）確認してください。

なお、下表は令和4年1月現在の状況を示しています。

●結出小学校の鍵の保持者と連絡先

鍵の種類	所属	氏名	連絡先
玄関・事務室	施設管理者/校長先生	横田 光彦	29-0040
〃	キーボックス?		
〃	市役所本庁	教育総務課	49-7030、24-1111(代表)

※公民館事務室内に旧宇和海中体育館および校舎の鍵があります。

●参集者の体調チェック

避難所運営委員は参集前に各自で体温測定及び体調チェックを行う。以下に該当する場合は、人員を交代し代わりの人に対応をお願いしてください。

- ・発熱がある(37.5以上)、又は微熱が続く・咳やくしゃみ、のどの痛み、呼吸が辛いなど
- ・頭や体の痛み、だるさ、嘔吐や下痢などの症状がある
- ・直近、2週間以内に体調不良などで病院を受診した
- ・直近、2週間以内に感染症の流行地域を訪れたことがある

2. 避難所の開設準備

- 所定のチェックリストに基づき施設の被害状況を確認します。

3. 施設利用計画と配置図（案）

■ 部屋別利用計画

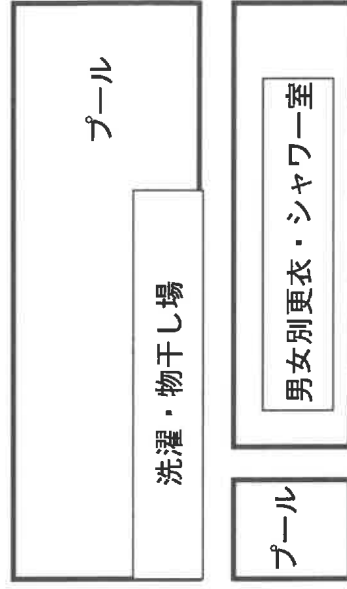
※テントを利用したスペース開設の方法もあります。

避難所運営を行うために必要なスペース利用目的を一覧で示します。施設の被災状況を確認し、適宜開設してください。

№	小規模 災害	大規模 災害	利用目的	利用予定場所
1	○	○	運営本部	校舎1階パソコン室・体育館2階スペース
2	○	○	居住スペース	体育館
				校舎3階（理科・準備・音楽）室
3	○	○	福祉避難（要配慮者）高齢者	体育館ステージ上・校舎3階図書室
4		○	救護室	体育館南側倉庫
5		○	体調不良者（感染症等）スペース	保健室
6	○	○	情報機器（TVなど）設置室	パソコン室
7	○	○	情報掲示場所	昇降口・体育館入り口
8	○	○	ゴミ置き場	保育園跡地
9		○	仮設トイレ設置場所	倉庫横
10		○	マンホールトイレ設置場所	トイレの前
11		○	救援物資集積所	体育館倉庫・昇降口
12		○	救援物資配布場所	体育館入り口・昇降口
13		○	入浴（水浴び、シャワー設置）	プール専用付属室
14	○	○	男子更衣室	プール専用付属室
15	○	○	女子更衣室	プール専用付属室
16		○	男子物干し場	プール
17		○	女子物干し場	プール
18	○	○	洗濯場所	プール
19		○	相談室	3階図工室
20		○	調理・炊き出し場所	家庭科・調理室・グラウンド
21		○	飲料水	家庭科・調理室・体育館倉庫
22		○	生活用水	水源地からパイプを引く
23		○	車中避難者などの駐車スペース	グラウンド
24		○	テントエリア	グラウンド
25		○	緊急車両用駐車場所	表玄関前駐車場
26		○	ペットスペース	グラウンド
27				
28				
29				
30				

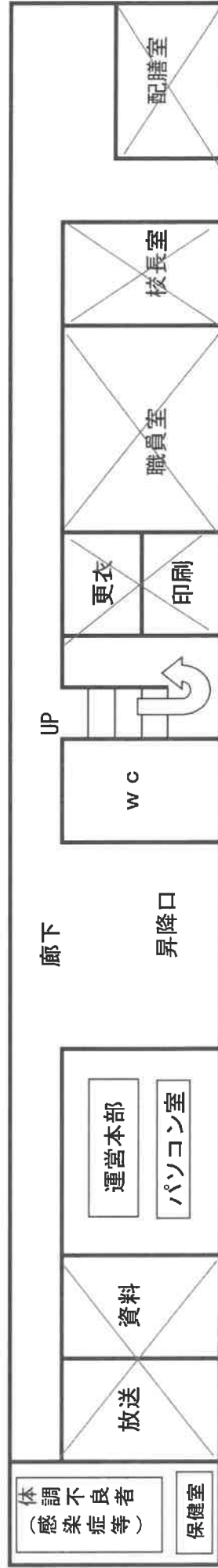


塔屋

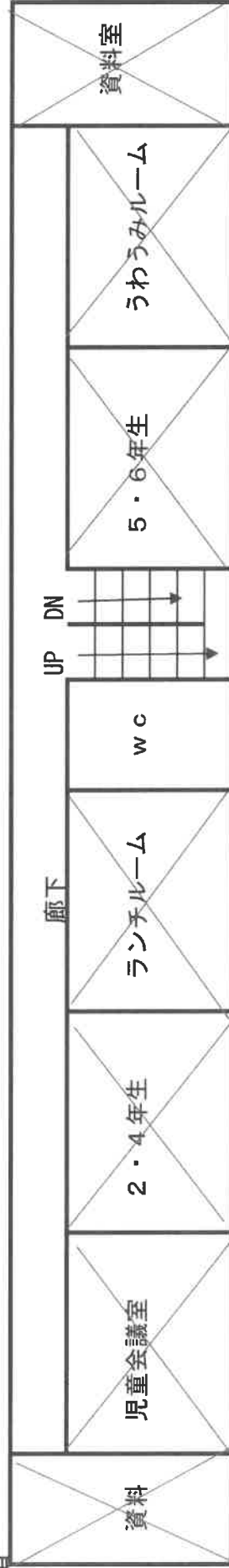


保育所跡地
ゴミ置き場

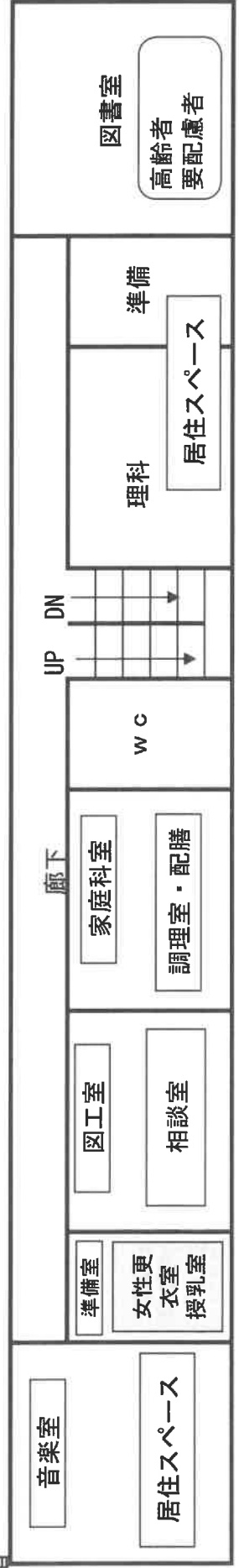
1階



2階



3階



校舎

昇降口
備蓄品等
搬入口

玄関

緊急車両入り口
駐車禁止



マンホール

一階倉庫2カ所
救援物資集積場

炊き出し

グラウンド

体育館

運営本部
2階部分

救援物資配布所

居住スペース

要配慮者用
(ステージ上)

救護室

トイレ

芝生

テント設置場所

駐車場・車中泊用

雨天時
食事場所

仮設



4. 避難所のルール（案）

■避難所のルールについて

不特定多数の人が混乱状態の中で避難し、生活する避難所では、できるだけ避難者の負担が大きくなるように、工夫が必要になります。ルールや復旧情報など、避難者全員で供用すべき情報は掲示板の設置やLINEなどのSNSの利用も手段の一つです。

ルールの一覧

- 1 共同生活上のルール ・生活時間・清掃・洗濯・ゴミ処理・プライバシーの確保など
- 2 トイレ使用のルール ・下水道が使用できない場合・下水道はOKでも上水道がNG
- 3 火気使用のルール ・使用する場所・時間・喫煙など
- 4 夜間の警備体制のルール ・不審者対策・当直体制など
- 5 食料配布のルール ・配布時間・受取/保管方法・食物アレルギーなど
- 6 ペット飼育のルール ・決められた場所で
- 7 衛生管理のルール ・配給や配食は食べきれ的分だけ・残り物は捨てる
- 8 発電機の使用ルール ・停電時の使用に関する事・電気使用の優先順位など
- 9 感染症予防のルール ・手洗い、うがい、マスクの徹底など

掲示板の例

最新情報	宇和島市からのお知らせ	避難所生活情報 お風呂 給水車 病院	インフラの復旧状況 電気 水道 バス JR
献立表	伝言板 避難者が自由に使用	避難所ルール	運営委員会組織図

(1) 避難所全体のルール

◆この避難所における共通ルールは次のとおりです。

◆避難した方は、守るよう心がけてください。

結出小学校 避難所運営委員会

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表、市担当者、施設管理者等からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - (1) 委員会は、毎日 9 時と 16 時に定例の会議を行います。
 - (2) 委員会の運営組織として、総務、被災者管理、情報広報、施設管理、食料物資、救護、衛生、ボランティアの各活動班を避難者で組織します。
- 3 避難所は、電気・水道・ガス等のライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
ただし、住宅（家屋）をなくした人に対しては、この限りではありません。
- 4 避難者は、世帯や家族単位で登録する必要があります。
 - (1) 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡してください。
 - (2) 食料や物資などの配給を希望する在宅避難者等も登録する必要があります。
- 5 校長室や職員室等 の施設管理や避難者全員のために必要となる部屋のほか、危険な部屋には避難できません。また、避難所では居住スペースの移動を定期的に行います。
- 6 食料・物資は、原則として全員に配給できるようになるまでは配給しません。
 - (1) 食料・生活物資は、避難者の組ごとに配給します。
 - (2) 特別な配給をする場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
 - (3) 配給は、避難所以外の近隣の在宅避難者にも等しく行います。
 - (4) 粉ミルク・おかゆ・おむつなどの特別な要望は、個別に対応します。
 - (5) 食物アレルギーのある方は、原材料などを確認してください。
- 7 消灯は、21 時です。廊下は点灯したままとし、体育館等は照明を落とします。
- 8 放送は、20 時で終了とします。
- 9 電話は、8 時から 20 時まで、受信のみを行います。
 - (1) 放送により呼び出しを行います。
 - (2) 公衆電話は、緊急用とします。私用電話は臨時仮設電話等を利用してください。
- 10 トイレは、各トイレに掲示してある注意事項にしたがって使用することとします。
- 11 避難所の清掃は、9 時、13 時に、避難者が交替で行うこととします。
- 12 喫煙は、所定の場所以外では禁止します。
- 13 飲酒は自粛してください。委員会の許可を得た場合のみ、所定の場所をお願いします。
- 14 金銭等の貴重品は、各自が責任を持って管理してください。
- 15 犬、猫等のペットを避難所内の居住スペースに入れることは禁止します。また、他の避難者に迷惑がかからないようにしてください。
- 16 ごみは、分別して指定された場所に出してください。
- 17 感染予防のため、手洗い・うがい・咳エチケット・消毒を励行することとします。
- 18 体調不良がある方は、お知らせください。
- 19 各種伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。

※避難者のみなさんは、当番等を通じて自主的に避難所運営に参加してください。

(2) 共同生活上のルール

避難所における共通ルール

区分	内容
生活時間	<ul style="list-style-type: none"> ●消灯時間： 21時 00分 *廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。 *防犯のため、避難所運営本部などは、ランタンなどで点灯したままとします。 ●食事時間 朝食： 7時 30分 昼食： 12時 00分 夕食： 18時 00分 *食料の配布は、組・部屋・スペース単位で行います。 ●放送時間： 20時で終了します。 ●電話受信： 8時から 20時まで *放送で呼び出しを行い、伝言を渡します。
清掃	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯単位の割当区画については、原則として世帯ごとに責任をもって清掃します。 ●世帯区画間の通路など、組単位で共用する部分については、相互に協力して清掃します。 ●避難所全体で使用する共用部分については、衛生班の指示に従って、避難者全員で協力して実施します。 ●トイレについては、使用ルールを厳守し、環境美化に協力してください。
洗濯	<ul style="list-style-type: none"> ●洗濯は原則として、世帯単位で行ってください。 ●物干し場は、男女別で定めた場所に干してください。 なお、物干し場は必ず、男性場所は男性が、女性場所は女性が干してください。避難者全員で使用するものについては、長時間の占有を避け、他人の迷惑にならないようにしてください。
ゴミ処理	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯ごとに発生したごみは、原則として、それぞれの世帯が共有のごみ捨て場に搬入します。 ●共同作業で発生したごみは、その作業を担当した人たちが責任をもって捨てます。 ●ごみは、<u>宇和島市</u>のルールに従い分別（燃やすごみ・紙・プラスチック製容器包装袋・資源物・ペットボトル・特定品目・埋立ごみ）します。
プライバシーの保護	<ul style="list-style-type: none"> ●居住区画及び世帯区画は、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったり覗いたりしないようにしてください。 ●居室内での個人のテレビ・ラジオは、周囲の迷惑にならないよう、使用する際には、イヤホンを使用してください。 ●携帯電話は、居住区画ではマナーモードにし、特に夜間は居室内での使用は控えてください。

(3) トイレ使用のルール

女性や子供がトイレに行く際には、複数の人で行きましょう。

大規模地震時、水洗トイレは設備点検が終わるまで（3日以内）使用禁止です。下水道が使用できるまでは仮設トイレを使用します。

1. 災害発生から設備点検まで または 下水道が使用できない場合

- (1) 組み立て式仮設トイレを使用します。
- (2) 使用する際は、中に人がいないか一声かけて確認しましょう。
- (3) トイレを使用する際は、使用していることがわかるよう、入口にある札を「使用中」にしてから入りましょう。
- (4) 和式トイレの上板（便器にまたがる部分）は、2人以上が乗って使用しないでください。介添えが必要な方は、洋式のトイレを使用してください。
- (5) 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- (6) 排泄物は排泄物用のゴミ袋等、必ず所定の場所に捨てましょう。ゴミ袋がたまってきたら、気づいた人が衛生班に報告してください。

2. 下水道は使用できるが、上水道が使用できない場合

- (1) 施設のトイレまたはマンホールトイレを使用します。
- (2) プールの水や応急給水栓の水を流し用にポリバケツに汲み置きし使用します。
- (3) トイレトーパーは、詰まる可能性がありますので、便器に流さず、備え付けのごみ箱に捨ててください。捨てた後は、悪臭防止のため必ずふたを閉めてください。
- (4) トイレを使用したら、ポリバケツに汲み置きしてある水（流し用）を一度タンクに入れて、レバーを引いて流してください。
- (5) 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- (6) ポリバケツに汲み置きしている水は、手洗いには使用しないでください。
⇒手洗いは、手洗い場に備えつけてある水（手洗い用）を使用してください。
⇒大勢が使用する水ですので、節水を心がけましょう。
- (7) 水汲みやトイレ掃除は、避難者全員において、当番制で行います。組ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。水がなくなりそうな場合は、当番にかかわらず、気づいた人たちで協力して水汲みを行いましょう。

3. 下水道および上水道共に使用できる場合

- (1) 施設のトイレを使用します。
- (2) 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。

(4) 火気使用のルール

1. 避難所で火気を使用する場所は原則として（ 家庭科 ）室と屋外の（ 防災かまど付近 ）とします。
 - 居住区間での火気の使用は行わないでください。
 - 個人のカセットコンロを使用する際も（ 家庭科 ）室で使用してください。
 - 火気を使用する際は、必ず消火バケツや消火器を用意してください。
2. 夜間（ 20 時以降）は、避難所内で火気を使用しないでください。使用する必要がある場合は、衛生班に申し出てください。
3. 居住区画で施設管理者に確認した使用可能なストーブ等暖房器具を使用する際は、組で責任を持って管理してください。燃料を交換する際は、食料物資班に申し出てください。
4. ストーブの周りには、燃えるものを置かないでください。
5. 避難所は原則禁煙です。喫煙したい人は運営委員に相談してください。
6. 吸殻入れの処理は、喫煙者が協力して実施しましょう。

(5) 夜間の警備体制のルール

1. 夜間、共有部分は消灯せず、（ 21 ）時に居住スペースのみ消灯しますので、ご協力ください。
2. 夜間は不審者の侵入を防止するために、（ 体育館 ）の入口と（ 北・南校舎 ）の入口と（ 門扉 ）を施錠しますので、ご協力ください。緊急時には他の入口も開放しますが、あわてず指示に従って行動してください。
3. 夜間は避難所受付けに当直者を配置し、また、防火防犯のために避難所内の巡回を行いますので、緊急時や何かあった際には、一声かけてください。
4. 当直は交代制で行います。皆さんの協力を得ながら行いますので、ご協力ください。
5. 施錠する時間は（ 23 ）時～翌日（ 6 ）時とします。

(6) 食料配布のルール

1. 食料・水などは公平に分配します。
2. 食料の受取時・配布時は、必ず手洗い又は手指消毒をし、配付者はマスクを着用し、使い捨て手袋をしましょう。
3. 食料を受取り、保管する時には期限や保存方法を確認し、適切に管理します。弁当等腐敗し易い食品は冷蔵庫で、冷蔵庫が無い場合は出来るだけ涼しい所で保管します。
4. 食料配布時は期限表示を再確認し、期限内に消費するよう注意喚起して下さい。
5. 調理品は、取りおきできませんので調理後（ 1 ）時間までしか配布しません。
6. 食料の差し入れ（炊き出しを含む）の提供を受ける際は、いつ、誰からの差し入れか確認し、記録しましょう。
7. 食料が不足する物資などは、高齢者、障がい者、妊産婦、子どもなどに優先して配付します。
8. 食料は、原則毎日（ 11 ）時頃に、場所は、（ 体育館入り口（事前受付②） ）で配付しますので、秩序を守って指示に従い受け取ってください。
9. 人によっては、食料品の中の原材料（卵・小麦・そば・落花生（ピーナッツ）・乳・えび・かに等）でアレルギーを起こす場合がありますので、配布の際には、食物アレルギーをお持ちの方への注意喚起をして下さい。

(7) 物資配布のルール

1. 物資などは公平に分配します。
2. 物資を受取り、保管する時には期限や保存方法を確認し、適切に管理します。
3. 数量が不足する物資などは、高齢者、障がい者、妊産婦、子どもなどに優先して配付します。
4. 物資の配付は、組・部屋・スペース単位にお渡ししますので、各組で分配するようにしてください。
5. 物資などは、原則毎日（ 10 ）時頃に、場所は、（ 体育館ステージ ）で食料物資班が配付しますので、秩序を守って食料物資班の指示に従い受け取ってください。
6. 生理用品など女性特有品につきましては、（ 女性配慮スペース ）で担当者（女性）が配付いたします。男性は立ち入らないようお願いいたします。
7. 配付する物資などの内容や数量は、その都度放送などで皆さんに伝達します。
8. 各自必要な物資などは、避難所運営委員会の食料物資班に連絡してください。

(8) ペット飼育のルール

- 避難所では、多くの人たちが共同生活を送っています。
- ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

ペットの存在は、飼い主にとっては気にならないことでも、臭い、排泄物、鳴き声などから、他の人には過度なストレスとなります。避難所で人と共存するには、一定のルールを設けるなど、トラブルにならないように配慮が必要です。

なお、身体障がい者の補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬などはペットではなく、「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での同伴を認められています。ただし、避難所内に同行することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、身体障がい者と補助犬に別室を準備する等の対応をします。

1. 避難所の居住スペース部分には、原則としてペットの持ち込みは禁止します。
2. ペットには迷子札を装着し、避難所敷地内の屋外部分にペットスペースを設け、ケージやキャリーケース等を使用して飼育します。
3. 校庭等での放し飼いを禁止します。
4. ペットの飼育及び飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理します。また、散歩時の排泄物の管理も同様とします。
5. 大型動物・危険動物・蛇などの爬虫類の同行を原則禁止します。
6. ペットの飼い主は、『様式 10：避難所ペット登録台帳』を衛生班長に提出します。

ペットの飼い主（飼育者）は、近隣の動物病院や動物保護団体の連絡先を確認しておきましょう。

(9) 授乳及びおむつ替えのルール

1. 授乳及びおむつ替えの場所を（ 女性配慮スペース・女性更衣室 ）に設置しておりますので活用してください。
2. 授乳場所については、男性の立ち入りを禁止します。
3. おむつについては、悪臭防止・感染予防のため、小さいビニール袋に入れてから所定のごみ・資源集積場に捨ててください。

(10) 感染症予防のためのルール

1. 食事の前・トイレの後は手を洗ってください。
水の確保が困難な場合は、手指消毒剤で消毒しましょう。
2. 炊き出しや配食のときは、手洗いし、使い捨て手袋及びマスクを装着しましょう。
水の確保が困難な場合は、手指消毒剤で消毒し、使い捨て手袋及びマスクを着用しましょう。
3. 屋外・室内の履物は履き替えましょう。
また、室内トイレを使用の際はトイレ用の履物を利用しましょう。
4. トイレ内の消毒等、避難所内で協力し合い必要な環境消毒（次亜塩素酸ナトリウム希釈液等を使用）を行いましょう。
5. 嘔吐者が出た場合は、吐物や床を次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、嘔吐等で汚染した衣類も、感染源となるため、脱いだ衣類をビニール袋に入れるなどの措置を行ってください。
6. 可能な限りマスクを着用し「咳エチケット」を心がけましょう。
7. 咳や、嘔吐・下痢が続く場合は、避難所運営本部に申し出てください。
8. 発熱・長引く咳（2週間以上）等感染症が疑われる場合は、避難所内で個室を確保し、受診につなげましょう。
※感染者の入浴は避けるか、最後に入浴するなどの配慮をしましょう。（入浴施設が整った場合）

宇和島市では「避難所運営管理マニュアル（新型コロナウイルス感染拡大防止編）」を定めていますので、このマニュアルに基づいてください